

埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱

令和2年7月6日決裁

(趣旨)

- 第1 県は、県産和牛肉等を学校給食の食材として食育教材とともに提供し、新たな需要喚起を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による本県肉牛生産者等への影響を回避するため、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を実施する埼玉県学校給食用牛肉供給協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に際しては、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱（令和2年4月30日付け2政第23号農林水産事務次官依命通知。）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

- 第2 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第3 規則第4条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の提出期限は、知事が別に定め、協議会長に対して通知するものとする。
- 3 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、協議会長は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(添付書類の省略)

- 第4 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定及び通知)

第6 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定を行うにあたっては、第3の第3項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第3の第3項のただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業の内容及び経費の配分の変更)

第7 協議会長は、前条により交付決定の通知を受けた後、事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の知事の承認にあたっては、第6の規定を準用する。

(事業の中止又は廃止)

第8 協議会長は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の知事の承認にあたっては、第6の規定を準用する。

(概算払)

第9 知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

2 協議会長は、補助金の概算払を請求する場合には、別記様式第4号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(状況報告)

- 第 10 協議会長は、交付決定に係る年度の各四半期の末日現在（第 4 四半期を除く）において別記様式第 5 号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月 20 日までに知事に提出しなければならない。
- 2 協議会長は、遂行状況報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(実績報告)

- 第 11 規則第 13 条の実績報告書の様式は、別記様式第 6 号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、3 月 31 日とする。
- 3 協議会長は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 12 規則第 14 条の補助金の額の確定通知書の様式は、別記様式第 7 号とする。
- 2 知事は、協議会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延納金を徴するものとする。

(精算払)

- 第 13 協議会長は、補助金の精算払を受けようとするときは、別記様式第 8 号による補助金請求書を、補助金額確定通知書を受領した日から起算して 20 日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

- 第 14 知事は、協議会長が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15 第11に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3の第3項又は第11の第3項により減額したものについては、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

(補助金の経理及び書類の保存)

第16 協議会長は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 協議会長は、前項の証拠書類を補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第17 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
<p>和牛肉等販売促進緊急対策事業 協議会が実施要領に基づいて実施する事業に要する1から4までの経費</p> <p>1 推進会議の開催に係る経費</p> <p>2 食育活動の実施に係る経費</p> <p>3 学校給食への県産和牛肉等の提供に係る経費</p> <p>4 推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>事業に要する経費の30%を超える増減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施者の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>4 事業費又は補助金の30%を超える減</p> <p>5 推進事務費の増</p>

(別記様式第1号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県熊谷市須賀広784
埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 印

下記のとおり事業を実施したいので、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
(注) 事業の内容及び計画については、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業実施要領第8の1(3)に基づき承認された給食計画を添付すること。
- 3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
1 推進会議の開催				
2 食育活動の実施				
3 学校給食への県産和牛肉等の提供				
4 推進事務費				
計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、

同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

4 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
1 事業費	円	円	円	円	
合計					

(別記様式第2号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
 - (1) 協議会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 協議会は、交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更当該する場合、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 協議会は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 協議会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
 - (4) 協議会は、実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (5) 協議会は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しな

ければならない。

- (6) 知事は必要に応じて、補助事業に係る事項について調査・検査あるいは報告を求めることができる。

(別記様式第3号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金
変更(中止又は廃止)交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県熊谷市須賀広784
埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき下記のとおり申請する。

記

(注) 様式は別記様式第1号による補助金交付申請書の記に準ずるものとする。
この場合において「事業の目的」を「変更(中止又は廃止)の理由」と置き換え、
変更部分を2段書きにし、変更前を上段に括弧書きとすること。

(別記様式第4号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県熊谷市須賀広784
埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり概算払いにより支払われたく、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき請求する。

記

- 1 交付決定額
- 2 既受領額(概算払)
- 3 今回概算払請求額
- 4 差引残額
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義

(別記様式第5号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県熊谷市須賀広784
埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき遂行状況を報告する。

記

区分	事業費	事業の遂行状況(令和 年 月 日現在)				備考
		令和 年 月 日までに完了したもの		令和 年 月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
1 推進会議の開催 2 食育活動の実施 3 学校給食への県産和牛肉等の提供 4 推進事務費	円	円	%	円		
計						

(別記様式第6号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県熊谷市須賀広784
埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき実績を報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績

(注) 事業の内容及び実績については、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業実施要領第8の1(3)に基づき承認された給食計画(軽微な変更があった場合は、変更部分(セル)を黄色塗りつぶしとすること)を添付すること。

- 3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
1 推進会議の開催				
2 食育活動の実施				
3 学校給食への県産和牛肉等の提供				
4 推進事務費				

計				
---	--	--	--	--

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

4 事業完了年月日
令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	昨年度 精算額	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
1 県補助金					
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	昨年度 精算額	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
1 事業費					
合計					

6 添付書類

(注) 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

(別記様式第7号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金については、下記のとおり確定したので通知する。

記

1 補助金確定額

(別記様式第8号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金精算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県熊谷市須賀広784
埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金額確定通知のあった事業について、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき下記のとおり請求する。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 既受領額(概算払)
- 4 精算額
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義

(別記様式第9号)

令和 年度埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県熊谷市須賀広784
埼玉県学校給食用牛肉供給協議会
会長 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった事業について、埼玉県和牛肉等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第15の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

- 1 規則第14条の補助金の額の確定額
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料